

2 障害者手帳

①身体障害者手帳

◆ 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓に障害がある人。

障害の程度によって、1級から6級までの区分と第1種、第2種の種別があります。

◆ 手続きに必要なもの

手続きの種類 必要なもの	新規申請	等級変更 障害追加	再認定 ※2	紛失・破損 再交付	住所・氏名 の変更※3	返 還 (死亡等)	転 入
身体障害者用診断書 ※1 (有効3か月以内)	○	○	○				
写真(縦4cm 横3cm) (撮影1年以内の上半身、脱帽)	○	○	○	○			
印鑑※4	○	○	○	○		○	
身体障害者手帳		○	○	○ 破損のみ	○	○	○
本人のマイナンバーカード 又は通知カード	○	○	○	○	○		○

※1 診断書及び申請書、届出書の用紙は福祉課障害福祉担当にあります。(ホームページからも取れます。)

※2 再認定は、手帳に次回再認定の記載のある方のみとなります。

※3 転出される方は、新居住地の市区町村福祉担当での手続きとなります。

※4 本人自署の場合は、不要です。

②療育手帳

◆ 対象者

障害の程度によって、A1(最重度)、A2(重度)、A3(合併障害)、B1(中度)、B2(軽度)の区分と第1種、第2種の種別があります。手帳申請の前に判定を受ける必要があります。

◆ 判定申込

18歳未満	大牟田児童相談所	TEL 54-2344
直接電話等で判定の予約をしてください。判定後、判定書を渡されます。		
18歳以上	福祉課障害福祉担当	TEL 41-2663
福祉課障害福祉担当で簡単な聞き取りを行い、福祉課障害福祉担当を通して障がい者更生相談所へ判定の申込みをします。		

※ 手帳取得後の次回判定日が記載されている方は、期限内に再判定を受ける必要があります。上記同様の手続きが必要です。(再判定の申請は3か月前からできます。)判定終了後、お持ちの手帳に判定結果が記入されます。

◆ 申請に必要なもの

手続きの種類 必要なもの	新規申請	破損・紛失 再交付	住所・氏名 の変更※1	返還 (死亡等)	転入
判定書	○				
写真(縦4cm 横3cm) (撮影1年以内の上半身、脱帽)	○	○			
療育手帳		○ 破損のみ	○	○	○
本人のマイナンバーカード 又は通知カード	○	○	○		○

申請書、届出書等の用紙は福祉課障害福祉担当にあります。

※1 転出される方は、新居住地の市区町村福祉担当での手続きとなります。

③精神障害者保健福祉手帳

◆ 対象者

精神疾患（精神症状を伴う、知的障害を含む）のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制限（障害）のある人。病院に初めてかかった日（初診）から6か月以上たった日から申請できます。

◆ 手続きに必要なもの

手続きの種類 必要なもの	新規申請	等級変更	再認定 (更新)※2	破損・紛失 再交付	住所・氏名 の変更※3	返還 (死亡等)	転入
精神障害者保健福祉手帳用 診断書(有効3か月以内)※1	○	○	○				
写真(縦4cm 横3cm) (撮影1年以内の上半身、原則脱帽)	○	○	△ ※4	○			○
精神障害者保健福祉手帳		○	○	○ 破損のみ	○	○	○
本人のマイナンバーカード 又は通知カード	○	○	○	○	○		○

※1 精神症状に伴う障害年金を受給されている方は障害年金証書等の写しでも申請できます。

※2 再認定（更新）は、有効期限の3か月前から手続きができます。

※3 転出される方は、新居住地の市区町村福祉担当での手続きとなります。

※4 写真は、障害等級に変更がなく、更新欄に余白があれば原則不要です。

各手帳の注意事項

- ・手帳を他の人に譲ったり、貸したりしないでください。
- ・手帳に記載のある住所、氏名が変わったときは、福祉課障害福祉担当に届けてください。
※市外に転出したときは、転出先の市区町村等での届出が必要です。
- ・手帳を紛失・破損したとき、障害の程度が変わったときは再交付の申請ができます。
- ・障害が回復したときや手帳が不要になったときは、返還してください。

各手帳に関するお問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664